

**[資料] 法の抵触における「準共有財産」：ヘルマ
= ヒル = シュレーター (?)**

その他のタイトル	[Material] Herma Hill Schreter, "Quasi-Community Property" in the Conflict of Laws .
著者	本浪 章市, 後藤 安子, 坂元 茂樹, 本沢 巳代子
雑誌名	関西大学法学論集
巻	27
号	2
ページ	285-293
発行年	1977-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025924

法の抵触における「準共有財産」

ヘルマ・ヒル・シュレーター（I）

本浪章市、後藤安子
坂元茂樹、本沢巳代子

はしがき

本稿は Herma Hill Schreier の “Quasi-Community Property” in the Conflict of Laws: California Law Review Vol. 50, 206 の有用性に気付いた三重県立短大講師・尾崎正利の提案にもとづき、後藤安子・前川和子・本沢巳代子がほぼ三分して訳出に当たったものの一部である。原文で取扱われている事項は抵触法と同様、実質法の知識を必要とする領域であり、どちらかといえば、実質法についての著書の造詣の深さが看取されるので、民法法、主として親族法の専攻者が取扱うのに適した資料と考えられたためである。また、原文の表現には可成り難解な箇所もあるので、語学に関して院生中もっとも信頼度の高い坂元茂樹及び本学非常勤講師・後藤安子にその検討に当たってもらうことにした。従って、その成果はすべて新旧院生諸君の創意と努力にかかっているものである。本稿に関しては、本沢巳代子の作業に負うところが多いが、前記兩名も多大の時間を割き、その検討に常時参加し、この訳出に取組んだ。それ故、本稿は実質的にも形式的にも前掲三名の共訳といえる。ただ、原文はそのタイトルが示すように州際抵触に関する知識が不可欠であるため、訳出に当って

法の抵触における「準共有財産」

私は常に同席し指導に當った。だから文責は私にある。(本浪記)

ゴールド・ラッシュ時代以後、カリフォルニア州は、コモン・ロー諸州からの新たな移住者に対する自州のシヴィル・ローの共有財産制の適用問題に悩まされてきた。夫婦財産について、コモン・ロー原則に慣らされた州憲法制定会議の代議員達は、一八四九年のカリフォルニア州憲法中に「既婚婦人の財産行為」という条項を挿入することに成功した。それはコモン・ロー諸州の妻たちにとって極めて望ましいものであったにせよ、そうした救済立法は、共有財産制とは両立しなかった。二つの制度がはじめて抵触した結果、カリフォルニア州は、コモン・ロー諸州とも他の共有財産制を採用する諸州とも殆んど異質の、混合的な夫婦財産法を採用する方向をたどることになった。

この二つの制度間の爾後の抵触は、以前の住所地で取得した財産を携えて、コモン・ロー諸州からカリフォルニア州にやってきた何組かの夫婦によって惹起された。これらの夫婦が、離婚したり死別したりした際、カリフォルニア裁判所は、夫婦の取得財産に対処するよう請求された。カリフォルニア州は、夫および妻がいくついかの異なった方法で財産を保有することを許しているが、結局のところ、夫および妻の権利は、共有財産の原則に従って、共有財産か特有財産かのどちらかに分類されなければならない。しかしながら、コモン・ロー上の財産は、この範疇のどちらにも正確には適合しないのである。婚姻前から所有していた全ての財産、および婚姻後に贈与・動産遺贈・不動産遺贈または不動産相続によって取得された財産として定義される、特有財産というシヴィル・ロー上の概念に対応するものは、コモン・ローの制度上存していない。殆んどすべてのコモン・ロー諸州においては、既に所有している財産、あるいはその後夫によって取得された財産について妻は権利を有している。そうした財産は、単に、その蓄積の時期または方法を理由として、妻の潜在的な婚姻上の権利主張から免れうるものではない。しかし、夫が一方的に善意でなしに自己の動産譲渡を、その譲渡が無償であったとの理由のみで、妻が無効にすることのできるコモン・ロー州は一つもない。また、夫よりも先に死亡したコモン・ロー上の妻は、夫の取得財産のいかなる部分をも、遺言によって自由に処分することができない。他方、カリフォルニア州の妻は、婚姻によって夫の特有財産について何ら権利を享有することはないが、共有財産に関しては上記

の権限のいづれをも有している。一八九一年以来、カリフォルニア州の妻は、夫のなす共有財産の贈与を無効にする権限を有してきたし、更に、一九二三年以来遺言によって共有財産の二分の一を処分する権限を有してきた。

カリフォルニア州にやってきた妻たちは、カリフォルニア州においては、共有財産という概念が、コモン・ロー上の夫婦財産の觀念に最も近似したものであると主張した。これに対して、夫はコモン・ロー上の財産をすべて特有財産として分類するよう求めた。あいにくカリフォルニアの裁判所は夫たちの見解の方をとった。カリフォルニア裁判所は以下のような理由づけを行なった。すなわち、コモン・ロー上の妻は、コモン・ロー諸州において夫が善意でなした動産処分を無効とする権限を有していないから、その婚姻上の権利は「単なる期待権」であって「既得権」ではないと。カリフォルニア州の妻は、夫の共有財産の譲渡についてそのような権限を有してはいるが、それは、共有財産について妻に既得権を与えるものではないという事実を無視して、裁判所はこうした見解を示したのである。一般に行われていた法の抵触原則は、単なる住所の変更が財産についての既得権を変更しないということを示していたので、コモン・ロー諸州で夫の取得した動産を妻は全く「所有」していないとの判決は、カリフォルニア裁判所をしてその財産を夫の特有財産として分類させることとなった。死亡または離婚にもとづくカリフォルニア州の特有財産処分に関する規則は、その後コモン・ロー上の財産にも適用された。

コモン・ロー諸州からやってきた妻たちが、婚姻の解消に際して、夫が婚姻中に取得した財産につき妻自身の所有権を確保しようと企てた場合、妻たちは常に敗訴した。財産がカリフォルニア州に所在する不動産であって、その結果妻が所在地法としてカリフォルニア州の法律を適用するよう主張しうるときでも、裁判所は、土地購入に使用した資金源について、コモン・ロー諸州で夫が取得した動産にまでさかのぼって調べた。その財産は夫の「特有」財産であるから、かつ離婚の場合、または死亡に際して夫が不利な遺言を残した場合には、カリフォルニア州の妻たちが夫の特有財産の分与を受けることはないから、コモン・ロー諸州からやってきた妻たちは同様に、死亡または離婚に際して、土地につき分与を受けることは許されないとされた。

動産についても同じ論拠から同じ議論が生じた。その場合、当該動産がカリフォルニアにもち込まれたものであるか、当初の動

産と引換えにカリフォルニアで取得されたものは問われなかった。夫が死亡した場合、この帰結はコモン・ロー州に残された動産にも同様に適用されるであろう。なぜなら、動産の相続人への移転は、被相続人の最後の住所地——このケースではカリフォルニア州——の法律によって決定されるといわれているからである。離婚の場合にはもちろん、夫について対人管轄権をもつ決定地は、カリフォルニア州法の適用を認め、コモン・ロー諸州に残された夫の「特有」財産たる動産の分与を妨げるであろう。それ故、妻は彼女が前の住所地で与えられていた如何なる保護をも失った。

カリフォルニア州は、一九一七年、この問題を解決するために精一杯の努力をした。すなわち、コモン・ロー諸州からやってきた妻たちに共有財産権を拡張したのである。この目的を達成するために、州議会は、カリフォルニア州に所在する不動産、およびカリフォルニア州に住所を有する既婚者によって取得されたならば共有財産となったであろう動産を、所在地の如何を問わず共有財産と称した。その制定法は、一九三四年に「Estate of Thornion」事件において、違憲であると宣告された。州議会は包括的な仕方での作業を行なう試みを放棄し、死後の財産相続を決定するだけにとどめた。一九五七年の改正につづくこのアプローチの成功によって、州議会は一九六一年に夫婦財産法の注意深く選択された他の分野、すなわち離婚または別居の際の共有財産の分割及び家屋問題にとり組むことをうながされた。

この論文は、一九六一年法を二つの観点から考察するものである。明らかに Estate of Thornion 事件の不適当な判決は、その後カリフォルニア州に住所を有するようになった人々が、コモン・ロー諸州でそれ以前に取得した全ての財産を、州議会が共有概念にしたがって再分類しようとするのを妨げた。この論文の第一節は、Thornion 判決が憲法問題としては無益なものであったということ提議することによって、その判決による抑制を除去しようとするものである。しかしながら、一九六一年法は、カリフォルニア州民となった人々によって取得された財産に限定されるものではない。事実、一九六一年法は、文言上は、カリフォルニア州に所在する全ての不動産、および所在地の如何を問わず全ての動産に適用されるのである。この論文の第二節は、離婚・別居手当および家産宣告を再分類のための重要問題として選び出すことと、制定法上の明白な文言とを結合することによって提示さ

れる法の抵触問題を論ずるものである。

一

基本問題 Estate of Thornton

Thornton 夫妻は、一八八五年から一八九九年まで、更に一九〇六年から一九一九年までモンタナ州に住所を有していた。その期間中に Thornton 氏は、後に彼の遺産となる財産を蓄え、そして一九一九年にカリフォルニア住所を有して死亡した。彼の遺言は、妻の将来に備えたものではなかったため、妻はそれに反対して訴を提起した。妻は、一九一七年改正の民法典第一六四条は夫の財産を共有財産と規定し、かつ、遺言検認法典第二〇一条は生存配偶者たる彼女に共有財産の二分の一を与えるとの理論にもとづいて、夫の財産の二分の一について権利を有すると主張した。この理論 (Thornton 夫人のための準備書面の一つが指摘しているように、遺産相続人側の弁護士が明白な憲法上の攻撃によって曖昧にしているが) は、相続に関する制定法の有効性に関する判断のみを必要とするが、その財産における夫の生存者間の権利に対する第一六四条の潜在的制約については判断を必要とするものではなかった。しかしながら、裁判所は、争点を限定しようとはしなかった。その制定法が合憲であると判断した裁判所の最初の意見においても、また再審に際して制定法は違憲であると判断した後からの確定的意見においても、裁判所は、コモン・ロー上の財産を、両配偶者の生存中に、共有概念に従って再分類するという一般的な問題を考察した。

再審での意見の結論を得るにあたって二つの原理が論拠とされた。第一に、多数意見は、共有財産に関する夫の管理権を縮少する共有財産法規の改正は、その後取得された財産にのみ適用されるという *Speckles v. Speckles* 事件の判旨から、判決理由を導いている。第二に、多数意見は、コモン・ロー諸州からカリフォルニア州に持ち込まれた財産が、持ち込まれたことによって共有財産となることではないという確立した一連の判例をその根拠としている。新たな改正は遡及効をもたないという理論を、裁判所がかねてから判示していたと指摘することによって、多数説は、その法規が修正第一四条の特権・免除および適正手続のいずれに

も違反するものであるとの結論に達した。以前に取得された財産におけるカリフォルニア州の夫の権利を変更する法律の適及的適用が、憲法に違反して夫の既得財産権を夫から剝奪するというのであれば、州外で取得されてカリフォルニア州に持ち込まれた財産におけるコモン・ロー上の夫の権利を変更するカリフォルニア州の法規の適用は「明らかに市民の特権および免除を縮小するものである」という理由から第一の論拠たる *Speckles* 事件の判旨が適用された。夫が自州の市民であり、且つ住所を有していることを理由として、「Aの財産をとりあげてBに移すことは、法の適正手続を経ずして財産をとりあげることになるのは自明の理である」という理由から修正第十四条が適用された。裁判所に関するかぎり、その結論は判例、類推および法の適正手続概念の一般的な理解よりして必然的なものであったと思われる。

Thornton 事件の判決理由中に非常に顕著に現われている *Speckles v. Speckles* 事件は、共有財産を管理し且つ支配する夫の権利を縮小する最初の大改正であった。一八九一年三月三十一日以前からカリフォルニア住所を有する *Speckles* 夫妻は、共有財産として会社の株式を所有していた。同日、改正法が施行せられ、その後、夫は、「妻が書面でそれに同意しない限り、共有財産を贈与したりあるいは有価約因なしに共有財産を譲渡したりする」ことが出来なくなった。後に *Speckles* 氏は、妻の同意も有価約因のどちらをも得ることなく、自分の子供のうちの一人にその株式を与えた。その株式を回復するためのその後の訴訟を裁定するにあたって、裁判所は、その改正法が以前に取得された財産に対して適用されるものではないと判示して、その事件を処理した。

その後の諸事件における州最高裁判所の改正法の取り扱いにもかかわらず、*Speckles* 判決は、適正手続に関して改正法の適及的適用が、共有財産における夫の「既得」権に対する違憲の侵害とはならないと判示したということが確定されていた。その結論は、弁護士によって要求せられ、裁判所によって当然のこととされた。そして、この事件における唯一の争訟、従って唯一の裁定すべきことは、夫が改正法の制定時以前の共有財産に完全な既得権を有していたかどうかに関するものであった。裁判所が、ひとたび、夫が共有財産の所有者であって、妻は期待権を有するにすぎないと判決した以上、弁護士の要求が通り、事件は終結した

ことになる。

共有財産における妻の権利を拡張し、一九二七年以前の他の立法の効力を確定した *Speckles* に続く諸事件は、次の二つの型に分かれる。すなわち、(1) 遡及効に関して判断を下したものの、および、(2) 将来のことを考えて、問題になっている法規は妻に既得権を与えたものではないとの判断を下したものである。初めの型の事件は、憲法問題を提起するものではない。*Speckles* 事件同様、それらの事件における弁論士の努力は、妻の既得権を確立することに向けられたからである。その論理の追求が失敗したので、遡及効に関する議論は崩壊した。第二の型の事件についても憲法問題はおこらなかつた。というのも、それらの事件において、弁護士は将来、妻に既得権を与えるということに関心を有していたからである。そのような権利に法的に適用することが、合憲たりうるか否かというもう一つの問題は、解決されなかつた。なぜなら、一九二七年以前の変更が妻に既得権を与えたものであると判示した事件は、全く存在していなかつたからである。一九二七年に、州議會は共有財産における妻の権利を明示的に夫のそれと等しくしたが、しかし夫は妻に新たに与えられた権利の及ぶものをも含む全共有財産の管理権を保有することを許された。しばらくして、遡及効の問題が提起され、それにもとづいてその制定法は遡及的には適用されないと判決された。一九二七年以後の改正(一九二七年以後の財産に適用せられる)に関係する事件は、もとより妻の既得権問題を議論してはいない。それらの事件は、単におさだまりの形式で遡及問題の論点について判断を下しただけである。合憲性の問題について論じている唯一の最近の事件は、州外にある財産に関する法規、すなわち検認法第二〇一条五項について生じたものである。

一九六一年の改正法は、「従来のもたは今後の」取得財産に適用されることにより、遡及効をもつ立法によって既得財産権を混乱させる州議會の権限の合憲性の問題を、適宜の事件において再度さらけ出すであろう。それ故、適正手続条項に関する限り、*Speckles* 事件および *Thornton* 事件の問題が同様の争点を提示すると指摘することは、重要なことであると思われる。共有財産における各配偶者のそれぞれの権限を変更する法規を遡及的に適用することと、*コモン・ロー*上の財産に共有財産の概念を適用することとの間に本質的な差異はない。そのよく似た二つのことを、*Currie* 教授の法の抵触の中の用語を用いれば、次のように

法の抵触における「準共有財産」

述べられよう。すなわち、遡及効に関する事件に於て、カリフォルニア州は、カリフォルニア住所を有する夫婦がカリフォルニアの財産を取得した当時における彼等相互の財産権を決定する正当な利益を有しているけれども、その後制定された改正法中に明示されたのと同様の法目的は、その当時は全く存していなかった。州際事件においては、カリフォルニアの共有財産に関する法目的がその財産の取得当時行われていたとはいへ、コモン・ロー州の夫婦及び彼等の財産が州外にある限り、カリフォルニア州は、コモン・ロー州の夫婦にその法目的を適用する正当な利益を全く有していなかった。しかしながら、改正法が制定されるか、またはコモン・ロー州にあった夫婦及び彼等の財産が州内に所在するにいたつた以上、憲法上の争点は同一となり、その結果、カリフォルニア州がその改正法を遡及させることが妥当となる程度まで、同州は、財産が州外で取得された事件においても、その改正法を適用しうる。

一九二七年における民法第一六一条 a が制定される以前にも同様のことがいえた。その条文は、一般に、共有財産について妻に既得権を与えたといわれている。一九二七年以前、カリフォルニア州の夫は、共有財産の唯一の所有者であるといわれていた。つまり、妻の権利は、単なる期待権にすぎないといわれていたのである。コモン・ロー上の財産における夫婦のそれぞれの権利を記述するために、同じ表現が使用しえし、また使用された。したがって、夫の行なう共有財産の贈与に対する拒否権を、カリフォルニア州の妻に与えた一八九一年の改正法は、一八九一年の前後を問わず取得され、かつ一八九一年以後にカリフォルニア州に持ち込まれたコモン・ロー上の財産に適用されるときに生ずると同様の憲法問題を、以前に取得された共有財産に関しても惹起した。一九二七年以後、カリフォルニア州の夫は、もはや取得された共有財産の唯一の所有者ではないから、事態は異なつてきていると言えよう。この一連の理由づけによれば、コモン・ロー上の財産についてコモン・ロー州の妻に共有権を付与することは、その財産における妻の権利を非常に増大させることになるから、実質的には夫から財産権を剝奪することになる。しかしながら、民法第一六一条 a の規定だけから、カリフォルニア州の妻の共有財産における権利は、同じようにして取得された財産におけるコモン・ロー州の妻の権利よりも、実質的に広範なものであると結論してはならない。

当時いかなることが考えられていたにせよ、カリフォルニア州の妻の「既得」権は租税事件によってのみ与えられてきたという

ことが、今日では明らかになっている。一九二七年の改正法は、新たに与えられた妻の権利を彼女の夫の管理および支配権のもとにおいて、共有財産は、死亡・離婚または夫婦間の任意の取り決めによらねば分割することはできないと考えられているから、妻の債権者は、彼女に対する不法行為債権を充足するために、彼女の権利を夫の支配から分離することはできなかった。妻の不法行為について夫は責を負わないから、妻の不法行為債権者は、共有財産における両配偶者の権利をその債務に充当することもまた許されなかった。しかしながら、夫の排他的な管理および支配権は、夫の債権者が、夫の不法行為責任に対して、夫の権利および妻の権利を共にその支配に服させることができるということの意味した。その類推から、一九五一年以来、妻の管理および支配下で稼得された共有財産たる妻の金銭所得に関する両配偶者の権利は、彼女の不法行為についても責を負うべきなのであるが、しかしまだそのように解されたケースは一つもない。妻の共有財産中の持分は、彼女の稼得したものが識別されるならば、それらを除き、夫の生存中は夫の契約上の債務に服し、その負債が夫の遺産から支払われた後、はじめて夫の死亡によって妻に移転するのである。理論上は、少なくとも妻は相続によって夫から自己の持分を取得する。従って検認裁判所の管轄権に関する問題に判決を与える目的に関して、妻は夫の遺産に密接な利害関係をもっている。妻の権利は夫の管理および支配の下におかれているから、民法第一七二条及び第一七二条aに違反してなされた権限のない共有財産及び不動産の夫による贈与は無効になることはないが、妻の選択によって取り消されうるという一九二七年以前の学説は、たとへ一九二七年以後の財産に関係がある場合でも否認されはしなかった。しかしながら、最近の事件では第一六一条aは妻に財産権を与えており、その財産権侵害に対しては、妻の死後に訴訟が提起されうるという理由から、死亡した無能力の妻の遺産管財人が、夫の権限のない共有財産の贈与を無効にすることを認めた。一定の目的のために、夫が妻の共有財産の持分を管理している間、夫は受託者としての規範を守られるが、しかし一九二七年以後の財産にのみこの義務が及ぶという指摘はない。第一六一条aの適用的適用または州外への適用の合憲性を審査するにあたって、第一六一条aが妻に与えている実際の管理に付帯する権限は注意深く検討されなければならないことが、これらの例からも明らかであると思われる。その改正法が妻に共有財産についての既得権を与えるものと述べることによって、研究は終わったのではなく、むしろ始まったばかりである。

(担当 本沢巳代子)